

令和2年度第2回 静岡地域医療構想調整会議

日 時:令和2年10月30日(金) 午後7時15分～
場 所:もくせい会館 富士ホール

次 第

○ 議 題

- 1 静岡医療圏における医療提供体制について
 - (1) 医療計画の中間見直しにおける在宅医療の整備目標について
 - (2) 療養病床の転換意向等調査結果
 - (3) 非稼働病床の再稼働計画
- 2 令和2年度病床機能分化促進事業費補助金の実施について

○ 報 告

- 1 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について
- 2 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請ワーキンググループの開催について
- 3 新たな病床機能の再編支援について (国庫事業)
- 4 地域医療介護総合確保基金について

○ その他

配布資料

	座席表、構成員名簿、設置要綱
資料1	医療計画の中間見直しにおける在宅医療の整備目標について
資料2-1	療養病床の転換意向調査結果
資料2-2	療養病床転換意向等調査結果（概要）
資料3	令和元年度病床機能報告 非稼働病床（床）を有する病院一覧
資料4	令和2年度病床機能分化促進事業費補助金の実施について（静岡圏域）
資料5-1	公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について
資料5-2	公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請 ワーキンググループ開催について
資料6	新たな病床機能の再編支援について
資料7-1	地域医療介護総合確保基金（医療分）
資料7-2	区分VI「医師の働き方改革」

令和2年度 第2回静岡地域医療構想調整会議 出席者名簿

◎：議長
○：副議長

No	所属団体名	役職	氏名	備考
1	静岡市静岡医師会	会長	◎福地 康紀	
2	静岡市清水医師会	会長	○望月 篤	
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	
4	静岡市静岡歯科医師会	副会長	豊田 和茂	代理
5	静岡市清水歯科医師会	会長	土谷 尚之	
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三	
7	清水薬剤師会	会長	滝口 智子	
8	静岡県看護協会（静岡地区支部）	支部長	牛之濱 千穂子	
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	
11	静岡市立静岡病院	病院長	小野寺 知哉	
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	
13	静岡市立清水病院	病院長	藤井 浩治	
14	J A 静岡厚生連静岡厚生病院	病院長	水野 伸一	
15	J A 静岡厚生連清水厚生病院	病院長	中田 恒	
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	副院長	根橋 良雄	代理
17	静岡県慢性期医療協会 静岡県老人保健施設協会 (医療法人社団 秀慈会 白萩病院 萩の里)	理事 (理事長)	萩原 秀男	
18	静岡県精神科病院協会 (溝口病院)	会長 (理事長)	溝口 明範	
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務 グループ長	名波 直治	
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 羽鳥の森)	副会長 (施設長)	前田 万正	
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生医療部長	羽根田 信人	
22	静岡市保健所	所長	加治 正行	
23	静岡県中部保健所	所長	岩間 真人	
オブザーバー	静岡県地域医療構想アドバイザー	静岡県医師会副会長 浜松医科大学特任教授	小林 利彦	
オブザーバー	静岡県地域医療構想アドバイザー	浜松医科大学特任准教授	竹内 浩視	
オブザーバー	静岡徳洲会病院	事務長	佐藤 篤	

令和2年度第2回静岡地域医療構想調整会議 席次表

(令和2年10月30日 もくせい会館 富士ホール)

保健所関係者、委員随行者、傍聴者・報道関係者

中部保健所	静岡県健康福祉部	静岡県健康福祉部	静岡県健康福祉部	静岡県健康福祉部
-------	----------	----------	----------	----------

水野委員	藤井委員	田中委員	小野寺委員	石山委員	磯部委員
------	------	------	-------	------	------

○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---

出入口

中田委員

○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○

出入口

牛之濱委員

出入口

萩原委員

溝口委員

名波委員

前田委員

滝口委員

秋山委員

土谷委員

片山委員
代理(豊田副会長)

出入口

日野委員

望月委員

○	○	○	○	○	○
アドバイザー 県地域医療構想 竹内	アドバイザー 県地域医療構想 小林	岩間委員	福地議長	加治委員	羽根田委員

スクリーン

静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。